

市内間の転学について

※引越しが終わってから手続きをしてください。

※転学先の学校にお早めにご連絡ください。

①豊中市役所で手続き

豊中市役所市民課、又は市役所新千里出張所、庄内出張所で住民異動の届出をおこないます。

「転学通知書」と「転入学通知書」が作成されます。

②転学前の学校で手続き

「転学通知書」をご提出ください。

転学の書類（「在学証明書」・「教科書給与証明書」）を発行します。

③転学先の学校で手続き

「転入学通知書」と転学の書類（「在学証明書」・「教科書給与証明書」）をご提出ください。